

# 教師になった者に対する 奨学金の返還免除制度

令和8年5月28日

初等中等教育局教育職員政策課

# 教職大学院等を修了して教師になった者に対する奨学金の返還免除

## 基本的な考え方

- 「教職の高度化」（質の向上）、「教師志願者の拡大」（量的確保）の両方の観点から可能性を追求していく
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくために、**現行の返還免除制度を活用**する

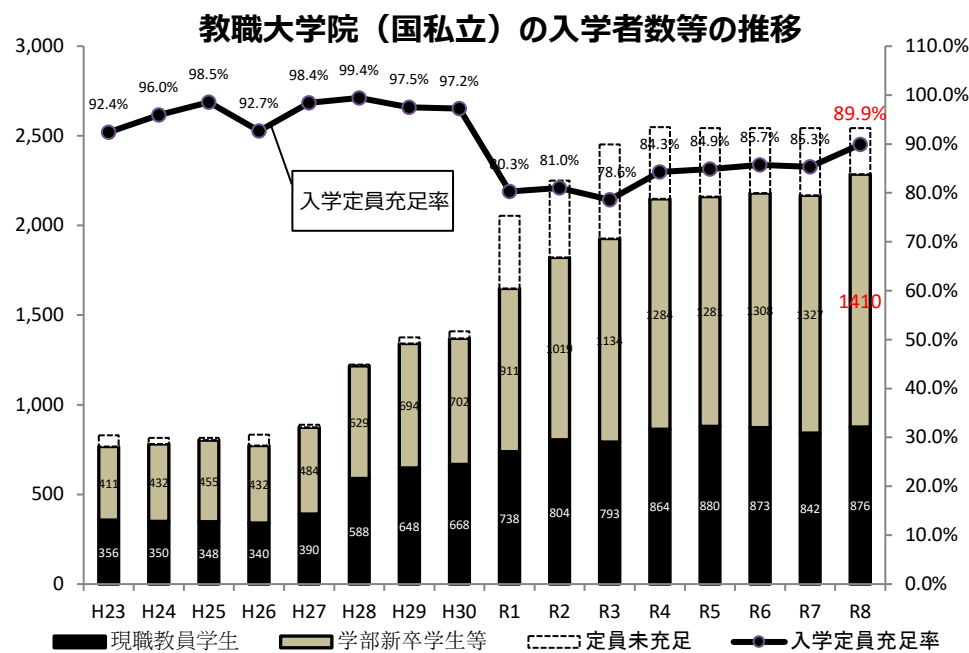
## 対応の方向性

- 教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から適用**
- 学校等での実習を通じて理論と実践を往還させた学修を行っている**教職大学院以外の大学院を修了した者も対象**とする
- 教師志願者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される
- 学部段階の奨学金の返還支援は引き続き検討を進める**

## 制度の活用状況

- 令和7年度、366名が免除対象となった（教職大学院336名、その他大学院30名）
- 令和8年度、国私立の教職大学院において、**学部新卒学生の進学者数が増加、入学定員充足率も向上**

実施時期	令和7年度から教師になった者から (令和6年度貸与終了者から)
対象者	教職大学院又は一般の大学院の修士段階(※)に在籍し、 修了の翌年度から正規教員として採用される者 (採用延長制度等による猶予者も含む)
対象となる 学校種	認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別 支援学校等
修了者の要件	専修免許状、※の場合は学校等での実習を必須とする科 目の単位取得
免除となる 奨学金	大学院在籍時に貸与を受けた第一種奨学金(授業料後払い 制度含む)(学部在籍時の貸与は対象とならない)
免除額	要件を満たした対象者は全額免除
申請に必要な 事項	学内選考時に教員に採用されることを示す合格通知、 JASSOへの申請時に在職証明の提出



# 学部卒業後に教師になった者への自治体独自の取組

➤ 文部科学省が把握している範囲で、以下の11自治体で、学部段階について、独自の取組を実施。

自治体名	開始	対象校種	概要	離職者の取扱い
東京都	R7採用	すべて	JASSOの第一種・第二種奨学金など、都が認める奨学金について、採用2年目～11年目の10年間で、申請年度の4月1日時点の残債務の1/2を代理返還	
千葉県 千葉市	R6採用	小、中、 特支	JASSOの第一種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、全額を代理返還（毎年4月に1年分を返還）	支援期間内に離職した場合はその年度分を県・市に返還
山梨県	R5採用	小	JASSOの第一種・第二種奨学金について、10年間の勤務を条件として、11年目に、卒業前2年間の貸与額を一括交付（希望者は毎年概算払いも可能）。	5年以内に離職した場合は、概算払い交付分を全額県に返還
岐阜県	R6採用	小、中	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後7年間で、144万円を上限に採用時点の残債務の1/2を代理返還	支援期間内に離職した場合は全額県に返還
京都府	R6採用	すべて※	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、卒業前2年間の貸与額を交付 ※北部採用枠に限る	
岡山県	R7採用	小	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、卒業前2年間の貸与額を交付	支援期間内に離職した場合は全額県に返還
愛媛県	R6採用	小	JASSOの第一種奨学金・第二種奨学金について、採用後10年間で、153万6千円を上限に採用時の残債務の1/2を代理返還	支援期間内に離職した場合は全額県に返還
川崎市	R8採用	すべて※	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、200万円を上限に代理返還	
北九州市	R6採用	小、中、 特支	JASSOの第一種・第二種奨学金など、市が認める貸与型奨学金について、19万8千円を上限に一括交付	3年以内に離職した場合は全額市に返還
福岡市	R8採用	特支免許 保有者	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後3年間で、毎年18万円（総額54万円）を上限に交付	

※聞き取り等を通じて文科省が把握している範囲であり、上記以外にも実施している自治体がある可能性がある。

※「離職の取扱い」が空欄の自治体は、離職前に行った支援について返還の義務なし。

※京都府の対象校種について、養護教諭、栄養教諭を除く。

※川崎市の対象校種について、高等学校情報、工業及び商業を除く。また、養護教諭、栄養教諭を除く。